

栃木県労働基準協会連合会

平成27年4月1日

発行

(一社)栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL:028-678-2771 FAX:028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

http://www.tochikiren.or.jp

第18号

発行人

藤田英二

印刷 鈴木印刷株式会社

contents

平成27年度労働基準行政の重点施策について	1	とちぎ労基連トピックス②	6
栃木労働局人事異動	3	とちぎ労基連トピックス③	6
栃木労働局からのお知らせ①(監督課)	3	地区労働基準協会情報(1~6)	7
栃木労働局からのお知らせ②(健康安全課)	4	地区労働基準協会情報(7・8)	8
栃木労働局からのお知らせ③(賃金室)	5	平成27年度各種技能講習等実施計画表	8
栃木労働局からのお知らせ④(雇用均等室)	5	編集後記	8
とちぎ労基連トピックス①	5		

平成27年度労働基準行政の重点施策について ～ 安心して将来に希望を持って働くことのできる環境整備 ～

★ 栃木労働局は、平成27年度における労働基準行政の重点施策を次のとおり掲げて、職業安定部、雇用均等室等と相互に連携して的確な業務運営を行っていきます。

- ◎ 働き方改革の実現
- ◎ 労働条件の確保・改善
- ◎ 労働者の安全と健康の確保
- ◎ 被災労働者等に対する迅速・適正な労災補償給付

★ 労働基準部は、監督課、賃金室、健康安全課、労災補償課の3課1室から組織されています。労働基準部内の各セクションの役割分担により展開し、効果的な業務運営を行っていきます。平成27年度における労働基準行政の重点施策の項目は次のとおりです。

監督課

- 働き方改革の実現
 - ア 過重労働解消に向けた取組の推進
 - (ア) 過重労働による健康障害防止に係る監督指導等
 - (イ) 過労死等防止対策の推進
 - イ ワーク・ライフ・バランスの推進
 - (ア) 働き方改革・休暇取得促進
 - (イ) 仕事と生活の調和実現に向けた働き方・休み方の見直し
- 労働条件の確保・改善対策
 - ア 法定労働条件の確保等
 - (ア) 基本的労働条件の確立等
 - (イ) 賃金不払残業の防止
 - (ウ) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組
 - (エ) 未払賃金立替払い制度に基づく迅速かつ適正な処理
 - イ 中小企業等への無期転換ルールの普及
 - ウ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

- (7) 自動車運転者
- (イ) 外国人労働者、技能実習生及び人身取引対策の推進
- (ウ) 障害者である労働者
- (エ) 介護労働者
- (オ) 派遣労働者
- (カ) パートタイム労働者
- カ 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進
- 適正な労働条件の整備
 - ア 「多様な正社員」の普及・拡大
 - イ 医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の推進
 - ウ 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備
 - エ 適正な労働条件下でのテレワークの推進

賃金室

- 最低賃金制度の適切な運営
 - ア 最低賃金額の周知徹底等
 - イ 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

健康安全課

- 労働者の安全と健康確保対策の推進
 - ア 労働災害多発分野における対策
 - (7) 重点指導対象業種に対する労働災害防止対策
 - ① 第三次産業
 - ② 陸上貨物運送事業
 - (イ) 建設業における労働災害防止対策
 - (ウ) 製造業における労働災害防止対策
 - イ 自主的な安全衛生活動
 - ウ メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策
 - (7) メンタルヘルス対策
 - (イ) 過重労働による健康障害防止対策
 - エ 化学物質による健康障害防止対策
 - オ 石綿健康障害予防対策
- 除染等における労働者の健康障害防止対策

労災補償課

- 労災補償対策の推進
 - ア 労災保険給付等の迅速・適正な処理
 - イ 脳・心臓疾患事案及び精神障害事案に係る迅速適正な処理
 - ウ 石綿救済制度等に係る周知徹底及び石綿関連疾患の請求事案に係る迅速・適正な処理
 - エ 胆管がんに係る労災請求事案への対応
 - オ 労災診療費の支払いの適正化
 - カ 休業（補償）給付と障害厚生年金等の併給調整の確実な実施
 - キ 行政争訟に当たっての的確な対応

栃木労働局人事異動

() 内は旧官職・敬称略

平成 27 年 4 月 1 日付

≪総務部≫

<労働保険徴収室>
室長補佐 堤 祥孝
(宇都宮安定所雇用保険給付課長)

≪労働基準部≫

労働基準部長 長岡 浩
(労働基準局労災保険業務課長補佐)

<賃金室>

地方賃金指導官 成瀬 弘夫
(栃木監督署業務課長)

<健康安全課>

地方産業安全専門官 古川 弘
(宇都宮監督署安全衛生課長)

<労災補償課>

社会復帰指導官 田島 一宏
(賃金室地方賃金指導官)

≪宇都宮労働基準監督署≫

署長 澁谷 健一
(神奈川局賃金課長)

第三方面主任監督官 長峰 直樹
(北海道局函館監督署第四方面主任)

安全衛生課長 西村 浩二
(大田原監督署監督課長)

≪足利労働基準監督署≫

労災課長 福田 一司
(日光監督署労災・安衛課長)

≪栃木労働基準監督署≫

第三方面主任監督官 杉原 悠子
(東京局大田監督署)

業務課長 千明 厚
(足利監督署労災課長)

≪大田原労働基準監督署≫

監督課長 内田 一弘
(日光監督署監督課長)

≪日光労働基準監督署≫

監督課長 幸田 和則
(宇都宮監督署第三方面主任)

労災・安衛課長 海老沢広恵
(労働保険徴収室徴収第一係長)

栃木労働局からのお知らせ① (監督課)

「有期雇用特別措置法」が公布されました。

5年を超えるプロジェクトで有期契約の高度専門職を雇用する事業主のみなさま・
定年後5年を超えて継続雇用を行う事業主のみなさま・有期雇用で働くみなさまへ

高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について

労働契約法の改正により、平成 25 年 4 月から「無期転換ルール」が導入されています。このルールは、有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図ることを目的に、同一の使用者との有期労働契約が「5年」を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換するというものです。

今般、専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の維持向上及び活用を通じ、その能力の有効な発揮と、活力のある社会の実現を目指す観点から、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」(平成 26 年法律第 137 号。以下「有期雇用特別措置法」といいます。)が平成 26 年 11 月 28 日に公布されました。

この有期雇用特別措置法により、

- ① 専門的知識等を有する有期雇用労働者と、
- ② 定年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者

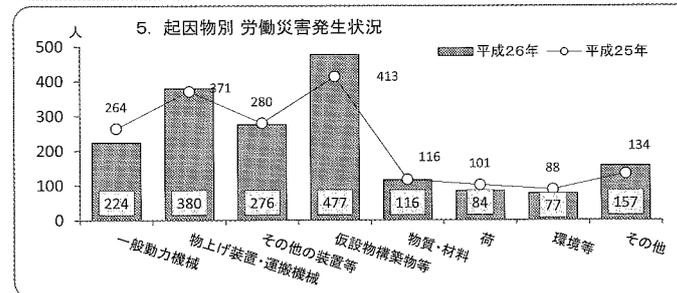
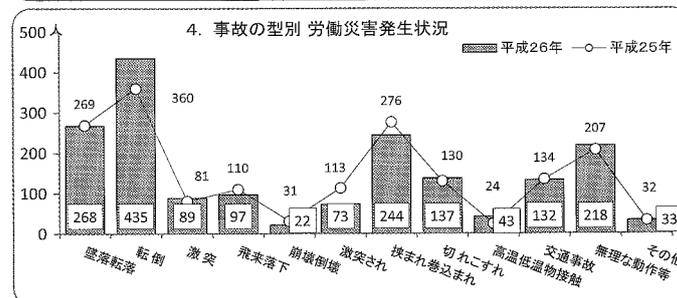
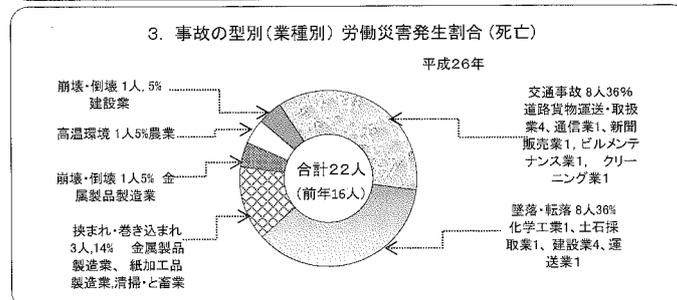
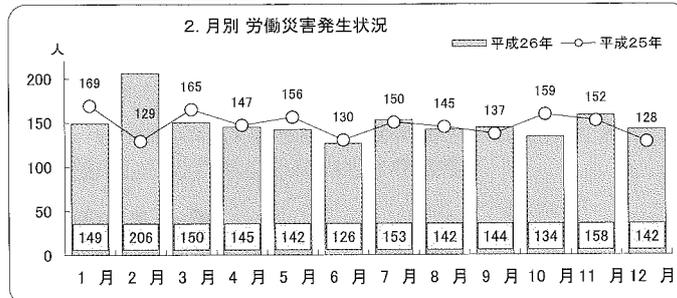
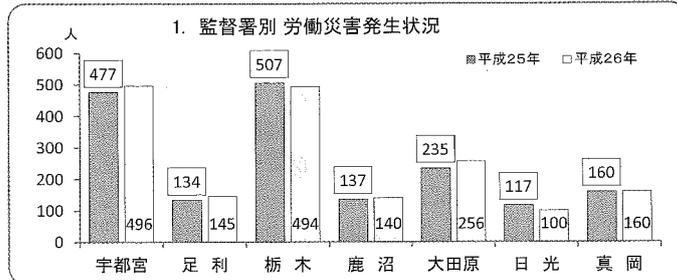
について、その特性に応じた雇用管理に関する特別の措置が講じられる場合に、無期転換申込権発生までの期間に関する特例が適用されることとなりました。

有期雇用特別措置法は、平成 27 年 4 月 1 日に施行されます。

有期雇用特別措置法の施行に当たり、その制度の概要や、特例の適用に必要な認定申請に関する手続、特例の適用を受けるに当たっての留意事項等について、ご不明な点については栃木労働局監督課 028(634)9115 又は最寄りの労働基準監督署へお尋ね下さい。

労働災害発生状況（平成26年分 暫定値）（平成27年2月末現在）

区分	平成25年(暫定値)		平成26年(暫定値)		増減数	増減率(%)
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全産業	1,767	16	1,791	22	+24	+1.4
製造業	531	1	536	5	+5	+0.9
建設業	244	2	210	6	-34	-13.9
運輸交通業 陸上貨物取扱業	213	2	226	5	+13	+6.1
林業	19		29		+10	+52.6
第三次産業	712	10	752	4	+40	+5.6
鉱業、農・畜・水産業	48	1	38	2	-10	-20.8



栃木労働局からのお知らせ③（賃金室）

家内労働委託状況届の提出は4月30日まで

家内労働者へ内職等を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

これは毎年4月1日現在の家内労働者数等について、労働基準監督署を経由して栃木労働局に届け出るものです。用紙は最寄りの労働基準監督署にありますので、4月30日までに提出してください。

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは、物品の提供を受け、他人を使わず自己ひとり、または同居の家族だけで物品の製造・加工に従事し、工賃を得ている人をいいます。

したがって、宛名書きのような事務の代行、ホームページの構築などの物の加工を伴わない委託は原則として該当しません。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話 028 - 634 - 9109）

または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

また、栃木労働局のホームページも御活用ください。

栃木労働局からのお知らせ④（雇用均等室）

パートタイム労働法が改正施行されます

4月からパートタイム労働法が改正！

●パートタイム労働者がいきいきと働ける職場にするために、事業主には、待遇の説明や相談窓口の整備（文書明示等を含む）が義務付けられます。

→詳しくは、厚生労働省パートタイム労働ポータルサイト（<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>）

又は栃木労働局雇用均等室（☎ 028-633-2795）まで。

とちぎ労基連トピックス①

新しい会社を応援します

事業を始めて5年以内の会社の労働条件整備を専門家が無料でお手伝い

—厚生労働省委託事業 新規起業事業場就業環境整備事業のご案内—

1個別に訪問しての支援

社会保険労務士等の専門家が事業場へ直接訪問し、就業環境を整えるために必要な情報を提供するとともに、次のようなご相談にも応じ、具体的な対策の助言もします。

- ①労働時間の管理 ②変形労働時間制や裁量労働制の導入 ③休日・休暇の設定、年次有給休暇の付与
- ④安全衛生管理体制の整備 ⑤免許、資格の必要な業務の確認 ⑥機械設備の安全性や届出
- ⑦労災保険・雇用保険の手続き ⑧就業規則の作成・届出など

2セミナーを開いての支援

新規起業等の事業場が含まれる事業者団体等を対象にセミナーを開くなどにより、労働条件整備のお手伝いをいたします。

※無料です 厚生労働省からの委託事業です。

※申込方法 申込書を下記申込先からお取り寄せするかダウンロードして必要事項を記入し、ファックスまたは郵送でお申し込みください。

※申込書のダウンロード先HP 「全基連 新規起業」で検索

※申込先 （公社）全国労働基準関係団体連合会栃木県支部
（（一社）栃木県労働基準協会連合会）

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

電話 028-678-2771 FAX 028-678-2775

過労死等防止対策推進法が施行されました。

過労死等防止対策推進法は、昨年6月公布され、26年11月1日から施行されています。

過労死等防止対策推進法の概要は以下のとおりです。

総則

目的 近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とすること。

定義 過労死等：業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害

基本理念 過労死等の防止のための対策は、

- 1 過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようにするとともに、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行われなければならないこと。
- 2 国、地方公共団体、事業主その他の関係する者の相互の密接な連携の下に行われなければならないこと。

国の責務等 国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を規定

過労死等防止啓発月間 国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間（11月）を規定

年次報告 政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況に関する報告書を提出しなければならないことを規定

過労死等の防止めの対策に関する大綱

政府は、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めなければならないことを規定

過労死等の防止めの対策

①調査研究等（※）、②啓発、③相談体制の整備等、④民間団体の活動に対する支援を規定

※国は、過労死等に関する調査研究等を行うに当たっては、過労死等が生ずる背景等を総合的に把握する観点から、業務において過重な負荷又は強い心理的負荷を受けたことに関連する死亡又は傷病について、事業を営む個人や法人の役員等に係るものを含め、広く当該過労死等に関する調査研究等の対象とするものとするを規定

過労死等防止対策推進協議会

厚生労働省に、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めるに際して意見を聴く、当事者等、労働者代表者、使用者代表者及び専門的知識を有する者をもって構成される過労死等防止対策推進協議会を設置

過労死等に関する調査研究等を踏まえた法律上の措置等

政府は、過労死等に関する調査研究等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとするを規定

第3回理事会を開催いたしました。

3月10日（火）栃木県建設産業会館において、当連合会の第3回理事会を開催しました。

理事会冒頭に藤澤 智連合会会長が挨拶に立ち、昨年11月と本年2月の2回に亘って、堀江雅和栃木労働局長から、長時間労働削減、「働き方改革」に向けた取組み等についての周知啓発、長時間労働を前提とした労働慣行の改変を経営トップが牽引して自主的に取り組むよう周知・啓発を要請されたことを話され、会員非会員を問わず労務管理の改善について、有益な情報を提供すること、災害疾病防止のため講習事業を適切に実施・運営したいと述べられました。

議事は、平成27年度事業計画（案）及び平成27年度収支予算（案）の審議を行い、両案とも出席理事全員一致で承認され、5月の定期総会へ提案することとなりました。

理事会には、地区労働基準協会の専務理事の方々にもオブザーバーとして出席いただきました。

地区労働基準協会情報

1 (一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ①4月21日(火) 第1回総務部会・理事会 ホテル丸治
- ②5月21日(木) 定時総会 コンセーレ
- ③6月11日(木) 宇都宮地区安全大会
宇都宮市文化会館小ホール
- ④6月18日(木)～19日(金) 第1回職長教育
栃木県護国会館
- ⑤7月17日(金) 有機溶剤作業主任者能力向上教育
栃木県護国会館

※平成27年5月から月1回程度、安全衛生塾開講予定 (日時・場所未定)

2 (一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ①4月10日(金) 監査 足利労働基準協会
- ②5月15日(金) 平成27年度通常総会 ニューミヤコホテル
- ③6月4日(木) THP・MS研究会平成27年度通常総会
足利市民プラザ
- ④6月10日(水) 産業安全部会 (安全標語審査)
足利市民プラザ
- ⑤6月12日(金) 産業安全研修会(旧安全週間説明会)
足利市民プラザ
- ⑥7月1日(水) 労働災害半減運動キャンペーン
足利市内5方面
- ⑦7月中旬 フォークリフト運転従事者安全教育
わたらせ技能講習所
- ⑧7月中旬 プレス金型交換等の特別教育
(株)深井製作所
- ⑨7月下旬 THP健康づくり講演会 足利市民プラザ
- ⑩8月初旬 労働衛生部会 足利市民プラザ

3 (一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ①4月14日(火) 第1回理事会 小山グランドホテル
- ②4月22日(水) 雇入れ時等教育 栃木商工会議所
- ③5月13日(水) 平成27年度通常総会
ニューアプロニー
- ④5月21日(木)～22日(金) 安全管理者選任時研修
栃木商工会議所
- ⑤6月11日(木) 安全管理研修会(安全週間説明会)
栃木市栃木文化会館
- ⑥6月17日(水)・18日(木) 職長教育
栃木商工会議所
- ⑦7月14日(火) リスクアセスメント実務研修
栃木商工会議所
- ⑧4月～(通年) 「栃木労基署管内「安全宣言」運動!

4 (一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ①4月17日(金) 雇入れ時安全衛生教育
佐野市勤労者会館
- ②4月23日(木) 監査会、平成27年度第1回理事会
佐野市勤労者会館
- ③5月13日(水)・14日(木) 安全管理者選任時講習
佐野市勤労者会館
- ④5月19日(火) 平成27年度通常総会
Hサンルート佐野
- ⑤6月2日(火) 産業安全部会 佐野市勤労者会館
- ⑥6月3日(水)・4日(木) 職長教育 佐野市勤労者会館
- ⑦6月9日(火) 全国安全週間準備説明会
佐野市文化会館
- ⑧6月25日(木)～28日(日) フォークリフト運転技能講習
佐野市勤労者会館他

5 (一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ①4月13日(月) 会計監査 協会事務所
- ②4月14日(火) 総務部会 市民情報センター
- ③4月16日(木) 雇入れ時等教育 職業訓練センター
- ④4月17日(金) 木工災防協会会計監査 協会事務所
- ⑤4月21日(火) 平成27年度第1回理事会
市民情報センター
- ⑥4月22日(水) プレス災防協会会計監査 協会事務所
- ⑦4月27日(月) プレス災防協役員会
市民情報センター
- ⑧5月19日(火) 通常総会 福田屋鹿沼店
- ⑨5月21日(木) 木工災防協通常総会
市民情報センター
- ⑩5月(未定) 鹿沼THP役員会 会場未定
- ⑪5月(未定) 林災防鹿沼分会会計監査
協会事務所
- ⑫5月(未定) プレス災防協総会 会場未定

6 (一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ①4月23日(木) 会計監査 協会事務所
- ②5月13日(水) 理事会 カシマウェディングリゾート
- ③5月19日(火) 産業安全部会 監督署会議室
- ④5月27日(水) 雇入れ時等教育 大田原地域職業訓練センター
- ⑤5月28日(木) 総務部会 カシマウェディングリゾート
- ⑥5月28日(木) 通常総会 カシマウェディングリゾート
- ⑦6月5日(金) 全国安全週間説明会
那須野が原ハーモニーホール
- ⑧6月9日(火)～10日(水) 第1回職長教育
大田原地域職業訓練センター
- ⑨6月16日(火)～17日(水) 事務組合年度更新手続き
監督署会議室
- ⑩6月25日(木) 安全管理者・安全衛生推進者・安全担当者研修
大田原地域職業訓練センター
- ⑪7月2日(木) フォークリフト運転従事者安全衛生教育
那須クレーン教習所
- ⑫7月28日(火)～29日(水) 安全管理者選任時研修
大田原地域職業訓練センター

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ①4月14日(火) 15日(水) クレーン運転特別教育(5t未満)
(那須クレーン教習所協力) 那須塩原市
- ②4月24日(金) 刈払機取扱作業安全衛生教育
(林災防栃木県支部協力) 宇都宮市
- ③5月12日(火)・13日(水) 高所作業車運転技能講習
(那須クレーン教習所協力) 那須塩原市
- ④5月19日(火) 理事会及び通常総会 (株)あさの
- ⑤5月20日(水) 21日(木) 伐木等の業務(大径木等伐木
作業・チェーンソー作業) 特別教育
(林災防栃木県支部協力) 宇都宮市
- ⑥6月3日(水) 全国安全週間説明会 大沢公民館
- ⑦6月5日(金) 刈込機取扱作業安全衛生教育
(林災防栃木県支部協力) 宇都宮市
- ⑧6月12日(金) 刈込機取扱作業安全衛生教育
(林災防栃木県支部協力) 宇都宮市
- ⑨6月23日(火)～26日(金) フォークリフト運転技能講習
(林災防栃木県支部協力) 日光市、他
- ⑩6月29日(月) 30日(火) 木材加工用機械作業主任者技能講習
(林災防栃木県支部協力) 宇都宮市

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ①4月21日(火)～22日(水) はい作業主任者技能講習
(林災防協力) 真岡市青年女性会館
- ②5月12日(火) 第1回理事会 真岡市青年女性会館
- ③5月20日(水) 定時総会 フォーシーズン静風
- ④5月25日(月)～26日(火) 職長教育 真岡市公民館
- ⑤6月10日(水)～11日(木) 安全管理者選任時研修
真岡市公民館
- ⑥6月11日(木) 全国安全週間説明会
真岡市青年女性会館
- ⑦6月16日(火)～17日(水) 有機溶剤作業主任者技能講習
(人財学園協力) 人財学園(上三川)
- ⑧6月17日(水) 刈払機取扱者の安全衛生教育
真岡市青年女性会館

平成 27 年度各種技能講習等実施計画表 (4 月～ 6 月)

(一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	締切
4	6 (月) ～ 7 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習①	建設産業会館 3/23 (月)
	13 (月) ～ 15 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習①	〃 3/30 (月)
5	11 (月) ～ 12 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習②	建設産業会館 4/27 (月)
	18 (月) ～ 19 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習①	〃 5/ 7 (木)
	28 (木) ～ 29 (金)	乾燥設備作業主任者技能講習①	〃 5/14 (木)
6	1 (月) ～ 2 (火)	安全管理者選任時研修①	建設産業会館 5/18 (月)
	8 (月) ～ 9 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習③	〃 5/25 (月)
	15 (月) ～ 16 (火)	プレス機械作業主任者技能講習①	〃 6/ 1 (月)
	22 (月) ～ 24 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習②	〃 6/ 8 (月)
	29 (月) ～ 30 (火)	安全衛生推進者等養成講習① (一般①)	〃 6/15 (月)

受講申込案内

◆ 申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のものをごダウンロードしてご利用下さい。

※ インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。

URL 【 <http://www.tochikiren.or.jp> 】

(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日 9 : 00 ～ 17 : 00 土日祝は休業)

〒 321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 4 階

TEL : 028-678-2771 FAX : 028-678-2775 Email : info@tochikiren.or.jp

編集後記

原稿が揃った頃は、17 度もある暖かい日と、零度に近い最低気温の日とが交互にやってきて、みぞれが舞っていました。悲惨なテロや暴力事件、汚染水の流失等々、同じパターンの TV ニュース画面に、パステルカラーがいっぱい映し出されて、さて春本番です。気持ちを切り替えて、今年度こそゼロ災害を達成しましょう。ヨーン。(藤田)